

福島県内の特養へ
応援職員を派遣・宿舎を建設

原発事故により多くの住民が区域外に避難した福島県相双地区は、昨年9月までに一部を除いて避難指定が解除されたものの、子どもをもつ住民など少なくない人々が区域外へ転出したままとなつていきます。それらの転出者の中には特別養護老人ホーム(以下、「特養」)の介護職員等も多く含まれています。

これに対して震災前から施設に入所していた人々や居宅介護サービスを利用していた人々の多くは、帰郷して元の施設や居宅サービスを利用することを希望していますが、介護職員等が不足しているために十分なサービスが提供できず、特養でもベッドの一部を使用中できない状況です。現地の施設でもホームヘルパー研修等を開催して職員の補充に努めています。また、必要な職員数を確保できず、また、新任職員も十分に「戦力化」するには至っていません。

これを受けて全国社会福祉施設経営者協議会(以下、「全国経営協」)では、会員法人から応援職



職員2名が生活できる仮設宿舎4戸、既存建物を改修した1戸を整備し、10人前後を派遣できるように調整を進めてきました

員の派遣を行うことを決定し、その第1陣として、本年6月から9月までの16週間、本県の(福)中心会を含む4法人(他に福岡県・北海道・福島県福島市)から応援職員が派遣されることになりました。

(福)中心会では16週間の担当期間について、8名の職員で2週交代のローテーションを組みました。現地はもとも賃貸アパートの少ない農村地域である上、わずかなアパートも復興事業関係者が先に入居していたので、当初の職員は約60キ離れた宮城県角田市から片道1時間半をかけて自動車を運転して通勤しましたが、全国経営協が地元の社会福祉法人理事長の私有地の無償貸与を得て仮設宿舎

(最大10名入居可能)を建設し、8月から使用を開始しました。この建設費には全国経営協が昨年会員法人から集めた「災害支援特別会費」のほぼ全額(約3700万円)が充当されました。

(福)中心会では昨年3月下旬から9月下旬まで、40人(延べ300人・日)以上の職員が、宮城県気仙沼市・岩手県陸前高田市・同県大槌町・同県山田町等で活動した実績がありますが、今回は放射線という目に見えない恐怖を前に(もちろん安全が確認されて、住民もふつうに生活している地域ですが)職員の協力が得られるかどうか不安もありました。しかし、介護職や看護職出身の施設長等が率先して現地入りすることで他の職員も快く派遣に応じてくれ、心配は杞憂に終わりました。

(福)中心会の応援活動はひとまず9月下旬で終了し、千葉県の法人に引き継がれましたが、同地域の施設の体制が完全に整うにはまだかなりの時間を要します。全国経営協では今後も、全国の社会福祉法人の協力を得て、被災地域に応援職員の派遣を進めます。

(福)中心会

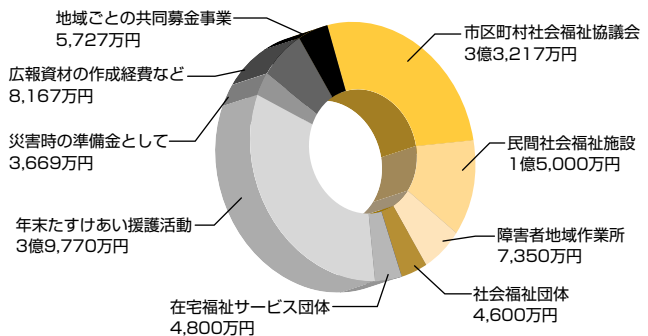
共同募金運動にご協力を!

今年で66回目となる「赤い羽根、共同募金運動」が10月1日からスタートしました。12月31日までの3カ月にわたって展開されます。共同募金は、民間の社会福祉施設や団体が行う事業を支援するための大切な財源です。また、昨年に引き続き、被災地でのボランティア活動もサポートしていきます。今年も目標額の12億2,300万円を上回る資金援助の要望が本会に寄せられています。皆さんの温かいご協力をお願いします。

(県共同募金会 ☎045-312-6339)

平成24年度寄付金配分計画

合計額：12億2,300万円



●「人生90年時代」への制度転換に向けて

内閣府は9月7日、高齢社会対策基本法に基づく「高齢社会対策大綱」を閣議決定した。「人生90年時代」を前提とした仕組みへの転換が必要であるとし、生涯にわたり就業等の多様な社会参加の機会が確保される社会を目指すこと等を示した。数値目標として、60～64歳就業率を63%（平成23年現在57.3%）、介護職員数を最大249万人（同24年現在149万人）に引き上げること等をまとめている。

●母子家庭14% 父子家庭8%が生活保護世帯

厚労省は9月7日、全国の母子世帯・父子世帯・祖父母等による養育世帯を対象とした「平成23年度全国母子世帯等調査結果」を公表した。母子家庭の14.4%、父子家庭の8.0%が生活保護を受給し、就業状態では正規の職員・従業員の割合が減少。世帯の平均年間収入は母子家庭が291万円で、子どものいる全世帯の平均収入の44.2%、父子家庭が455万円で、同じく69.1%にとどまることが分かった。

また同日、これまで期限付きの時限法だった「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が、父子家庭の父親への就業支援を追加した恒久法として成立した。

●災害ボランティア 2万人超で推移

全社協が9月18日に公表した「災害ボランティアセンターで受け付けたボランティア活動者数の推移(仮集計)」によると、岩手・宮城・福島県の8月中の活動者数は2万9,800人。ピーク時の昨年5月に比べると17.3%まで落ち込んでいるものの、今年4月からは毎月2万人を超えるボランティアが活動が続いている。

◆全社協 被災地支援・災害ボランティア情報 (<http://www.saigaivc.com/>)

◆中央共同募金会 災害ボランティア・NPO活動サポート募金 (<http://www.akaihane.or.jp/>)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本誠一郎**

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作

きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒236-0004 横浜市中区金沢 2-1-12
営業部 TEL045(785)1709/FAX045(784)8802
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>

障害者虐待の早期発見・防止に向けて

障害者虐待を防ぎ、尊厳ある生活を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が、10月1日に施行されました。この法律では、障害のある方を養護する家族等の養護者・障害者福祉施設等の職員・勤め先の経営者等からの虐待への対応や、養護者の負担軽減を図るための支援等について定めています。

市町村と都道府県は、それぞれ「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」(本県は本会受託)を設置し、相談や通報・届出を受け付けることや、虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した人は、速やかにこれらのセンターに通報することが義務として定められました。障害者虐待は、日常のあらゆる場面で起きます。問題が深刻化する前に支援を進めていくためには、福祉関係者はもとより、教育・医療関係者や地域で暮らす一人ひとりの協力と連携が重要です。相談や通報などにあたっては、

障害のある方の障害者手帳の取得や、虐待を受けているという自覚の有無は問いません。障害者虐待の早期発見・防止に向けた協力をお願いします。

◆「市町村障害者虐待防止センター」については、市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください。

◆神奈川県障害者権利擁護センター(かながわ権利擁護相談センター内)
☎045-312-4818
FAX 045-322-3559
相談時間:月～金曜日 午前9時～午後5時
※祝日・年末年始を除く

(かながわ権利擁護相談センター)